

## … 任意継続組合員についてのご案内 …

任意継続組合員は、退職日の前日まで引き続き1年以上在職して退職した場合、退職日の翌日から最長2年間加入できる制度で、短期（医療）給付及び保健事業の一部が利用できます。

退職後は、次のいずれかの健康保険制度に加入することになります。

- ① 再就職先の健康保険に加入する。
- ② 家族の健康保険の被扶養者になる。
- ③ 国民健康保険に加入する。
- ④ 任意継続組合員になる。

**加入できる期間** 2年間

**手続き方法** 退職日から20日以内に所属所の共済事務担当課を通して「**任意継続組合員資格取得申出書**」を提出してください。（ただし、3月末退職の場合、所属所が定める日までに提出をお願いします。）

**掛金の納付** 掛金の納付は、**毎月払い・半年払い・年度払い**があり、半年払い・年度払いには割引があります（振込手数料は自己負担です）。資格情報通知書等と併せてご案内しますので、期限までに振込みをお願いします。